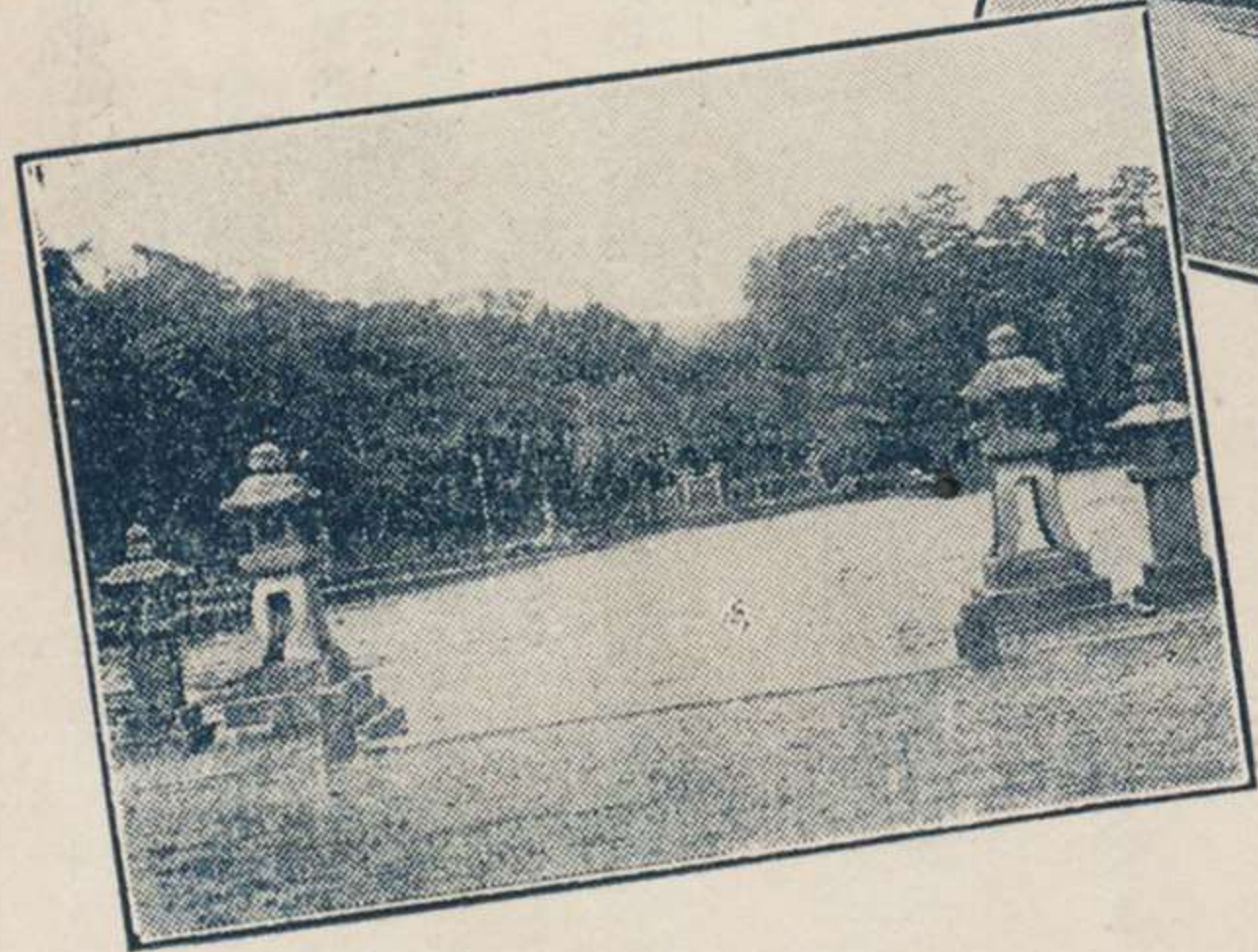
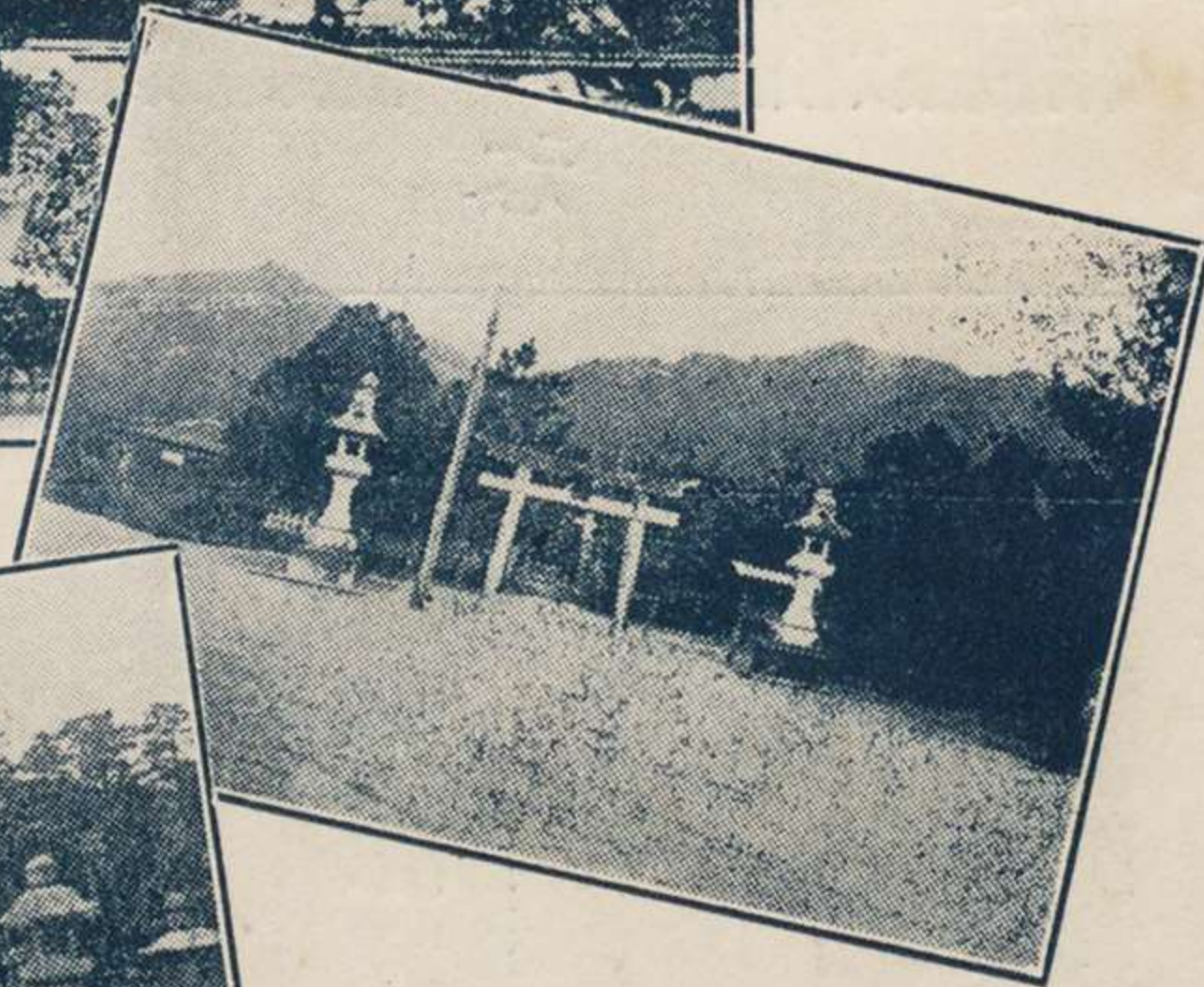
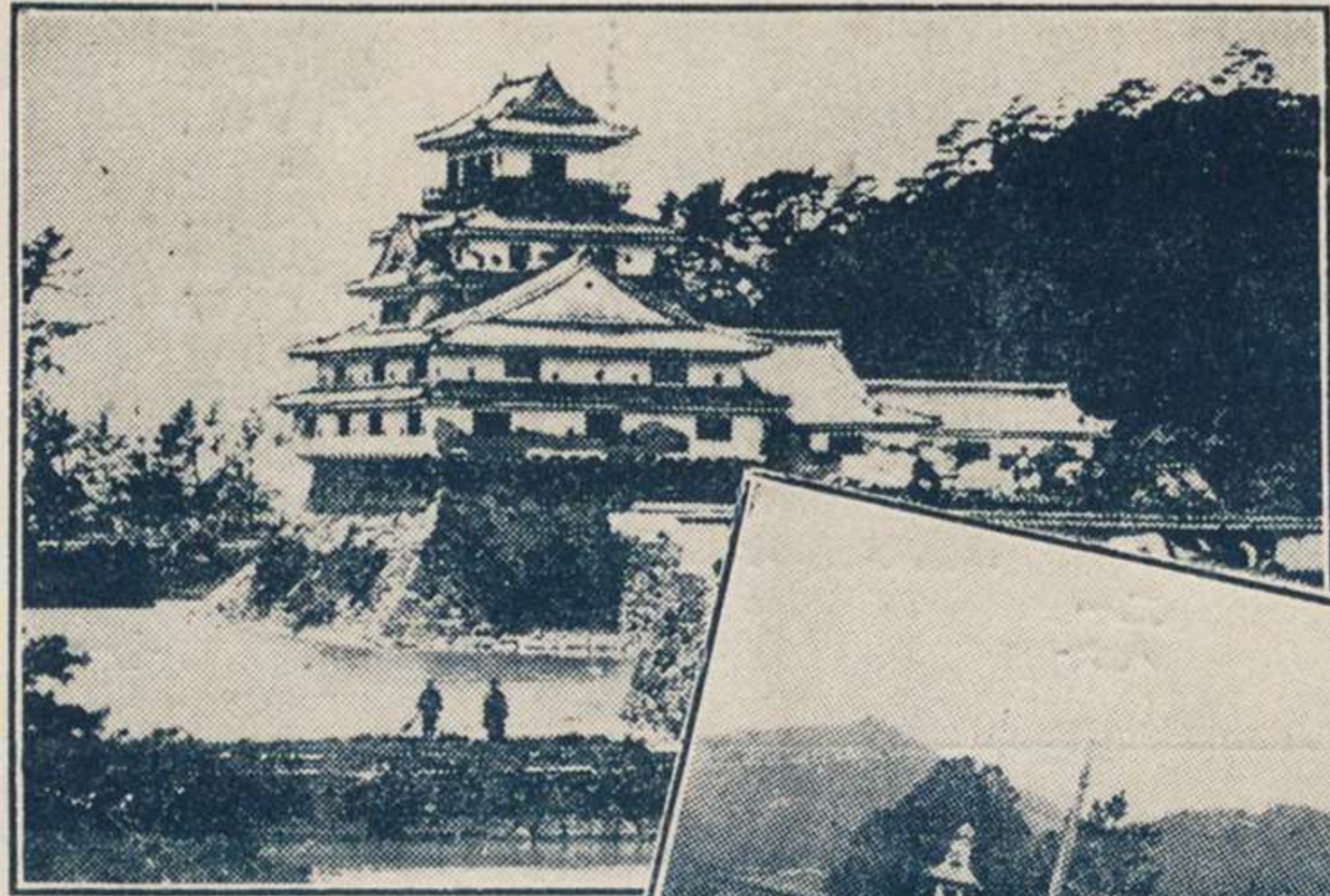


報月萩



號參拾第



號月四年四和昭

行發町萩縣口山

◎第三回町會開催

三月三十日午後二時五十分より本年第三回町會を開催出席議員二十五名午後五時四十分閉會昭和三年度萩町歳入歳出追加更正豫算外三十六件を議決せり

開催出席區長九十五名左記事項に就き町長以下各課長より説明を爲し其の他協議事項の打合せを了し午後四時半閉會せり
庶務課提出

◎三月中に於ける本町各種

委員會の開催

- 三月十二日午後二時より昭和二年度決算調査委員會開催
- 三月十四日午後昭和二年度決算調査委員會開催
- 三月十八日午後二時より都市計劃調査委員會開催
- 三月二十五日午前九時より林野整理委員會開催
- 三月二十七日午後一時より都市計劃調査委員會開催

- 一、昭和四年度萩町歳計豫算に關する件
 - 二、區長及區長代理者異動に關する件
 - 三、町揭示場増設に關する件
 - 四、公種痘に關する件
 - 五、區長役場巡視に關する件
 - 六、區長役場用筆墨類現品交付に關する件
- 勸業課提出

◎萩町區長集會

三月十六日午前九時より萩町區長集會を町公會堂に

- 一、産業統計調査員に關する件
- 二、萩町立工業傳習所生徒募集に關する件
- 三、蠶業大講演會開催に關する件
- 四、桑園品評會に關する件
- 五、栽桑獎勵に關する件
- 六、遠洋漁業獎勵に關する件
- 七、竹林造成獎勵に關する件
- 八、米麥品種改良統一に關する件
- 九、米麥採種圃設置に關する件

- 一〇、農事組合設立に關する件
 - 一一、印刷物配付に關する件
 - 一二、綠肥栽培獎勵に關する件
 - 一三、自作農創設維持資金借入に關する件
 - 一四、米穀検査縣移管に關する件
 - 一五、蔬菜促成栽培獎勵に關する件
 - 一六、農産物販賣に關する件
 - 一七、夏蜜柑園改良實施方法公開に關する件
 - 一八、夏蜜柑苗配付に關する件
 - 一九、夏蜜柑立木品評會に關する件
 - 二〇、畜牛品評會開催に關する件
 - 二一、畜産獎勵費交付申請に關する件
 - 二二、仔牛糶市場開催に關する件
 - 二三、養鶏に關する件
 - 二四、水産業補助に關する件
 - 二五、水源涵養造林補助に關する件
 - 二六、副業獎勵に關する件
 - 二七、町設講習會講話會に關する件
- 學務課提出

- 二、青年訓練所入所勧誘方に關する件
 - 一、窮民救助に關する件
- 社會課提出
- 一、縣稅營業稅課稅標準調査に關する件
- 二、家屋賃貸價格調査に關する件
- 三、昭和四年度町稅賦課率に關する件
- 協 議 事 項
- 一、矯風獎善に關する協定事項中改正の件
- ◎區長役場揭示場
- 町内區長役場に於て設置せる揭示場の數最近調査のもの左の如し
- | | | | |
|------|------|-------|------|
| 區 數 | 既設置區 | 揭示箇所數 | 未設置區 |
| 九十七區 | 五十九區 | 七十七箇所 | 三十八區 |
- 外に未設置區の中最近設置豫定のもの二區あり

● 區長及區長代理者更迭

辭職の部
濱崎町第二區長 岡 德三郎
上野區長 久保川龜吉
前小畑區長 田邊常一
倉江區長 伊藤甚楯
上野區區長代理者 久保川正藏
前小畑區區長代理者 柴田隣藏
倉江區區長代理者 白井久吉

就職の部
濱崎町第二區長 小野一三
上野區長 中村清二郎
前小畑區長 阿武忠一
倉江區長 柳井光太郎
小畑浦第一區長 岩崎市太郎
濱崎町第二區々長代理者 松原新一
上野區々長代理者 塩屋正
前小畑區々長代理者 金子篁吉
倉江區々長代理者 小野市五郎

小畑浦第一區々長代理者 淺野孫一

● 萩町辭令

萩町助役 金子清一
社會課長を命す(三月四日付) 成澤廣
任萩町技手 勸業課勤務を命す(三月十日付) 山縣政
任萩町書記 書記補 波多野寅一
依願免本職 (三月二十六日付) 書記補 河内山欽一
任萩町書記 學務課勤務を命す 書記補 有田和順
任萩町書記 庶務課勤務を命す 書記補 大谷槌太
任萩町技手 勸業課勤務を命す 溝部勝利

任萩町技手 勸業課勤務を命す 大田要盈
任萩町書記補 稅務課勤務を命す 村田巖
任萩町書記補 稅務課勤務を命す 渡邊治
任萩町書記補 稅務課勤務を命す 田中正男
任萩町書記補 稅務課勤務を命す 岡小市
會計課長を命す 書記 大田隆明
庶務課勤務を命す 書記 河野道
庶務課勤務を命す 掃除巡視 番屋種一
庶務課勤務を命す 書記 三好敬一
土木課勤務を命す 技手 森田久松

依願免本職 萩町農會技手 森田久松

萩町技手を囑託す 越ヶ濱水道工事監督員 岡村萬五郎

依願免本職 萩町助役 金子清一

任萩町立工業傳習所長を命す (以上三月三十一日付)

● 萩町消防手任免

萩消防組消防手中左の通任免ありたり
部名 任免別 住所 氏名
一部 免 大字椿 山本次郎
同 同 同 森永政一
同 同 同 能美秀熊
同 任 同 金子政一
同 同 同 阿部義一
同 同 同 阿武貞一
二部 同 大字東濱崎町 山本峯一

法規欄

● 國の法規

- 一、航空郵便規則 (三月廿六日逓信省令第八號)
- 一、昭和四年度政府の歳入歳出豫算總額を各拾七億五千貳百八拾壹萬六千貳百七拾五圓と定むる旨三月二十七日公布せらる
- 一、絲價安定融資補償法 (三月廿七日法律第十四號)
- 一、國寶保存法 (三月廿七日法律第十七號)
- 一、家畜保險法 (三月廿七日法律第十九號)

● 縣の法規

- 一、農業倉庫補助規則 (三月二日山口縣令第二十九號)
- 一、副業獎勵費交付規則 (三月五日縣令三十一號)
- 一、市町村立小學校簿冊様式并文書編纂保存規程 (三月五日山口縣訓令第五號)
- 一、山口縣副業共進會并山口縣肉牛種鶏共進會規則

- (三月十五日山口縣告示第二百二十九號)
- 一、昭和四年徵兵署并抽籤徵兵署日割 (三月十六日兵事官告示第一號)
- 一、穀物檢査規則 (三月二十五日山口縣令第三十九號)

● 萩町の諸規定

- 三月中に於て發布したる萩町諸規定の制定并改正等左の如し
- 一、萩町公會堂使用料條例中改正條例
 - 一、萩町公告式條例中改正條例
 - 一、萩町越ヶ濱上水道使用條例施行細則
 - 一、明倫實業補習學校規則
 - 一、萩町立萩魚市場職制
 - 一、萩町立工業傳習所職制
 - 一、同 規則
 - 一、萩町有給吏員定數及給料額規程中改正
 - 一、萩町窮民恤救規程中改正
 - 一、萩町御即位記念事業基金管理規程中改正

- 一、萩町被服貸與規程中改正
- 一、萩町立堀内病院職制
- 一、萩町納稅獎勵金交付規程

● 萩町告示の主なるもの

- 三月中に於ける萩町の告示中重要なるもの左の如し (諸規程の制定并改正の分を除く)
- 一、昭和四年度本町各種會計歳入歳出豫算の要領
 - 一、同一部會計歳入歳出豫算の要領
 - 一、昭和三年度萩町歳入歳出更正豫算の要領

- 一、萩町助役決定の件
- 一、萩實業補習學校廢止の件
- 一、明倫實業補習學校開校の件
- 一、萩町收入役石井長一退職の件
- 一、同 岡小市就職の件
- 一、區長代理者決定の件
- 一、昭和二年度萩町各種會計歳入歳出決算認定の件
- 一、昭和四年度萩町臨時出納檢査立會議員選定の件

旌表

● 日本赤十字社長よりの感謝狀

日本赤十字社山口支部に於ける御大典紀念事業に屬

する療養院建設資金寄附募集に盡力したる左記人名に對し今回日本赤十字社長より木杯及謝狀を授與せられたり

萩町土原第一區代表者

大田梅五郎氏

本社ノ主旨ヲ協賛シ金拾九圓九拾五錢ヲ寄贈シテ社
資ヲ幫助セラル仍テ 總裁載仁親王殿下ノ台聞ニ達
シ木杯壹個ヲ贈リ其ノ篤志ヲ謝ス

昭和四年三月二十日

日本赤十字社々長 男爵 平山成信

以下同文(金額不同)

- 土原第二區代表 原 鹿藏
- 土原第三區代表 江山吉五郎
- 江向第一區代表 畔合百合熊
- 平安古第三區代表 田村虎吉
- 瓦町區代表 山田治郎
- 濱崎新町第二區代表 赤木新吉
- 船津區代表 西郷喜兵衛
- 香川津南區代表 中村正一
- 小畑浦第二區代表 齊藤才藏
- 小畑浦第一區代表 林久三郎
- 金谷區代表 高洲巢鷹
- 山田第二區代表 片岡兼藏

萩町川島第三區代表者

阿武龜之亟氏

本社ノ主旨ヲ協賛シ金貳圓ヲ寄贈シテ社資ヲ幫助セ
ラル仍テ其ノ篤志ヲ謝ス

昭和四年三月二十日

日本赤十字社々長 男爵 平山成信

以下同文(金額不同)

- 北古萩第一區代表 田中千代藏
- 北古萩第二區代表 松原雪藏
- 吉田町區代表 山根清一
- 古萩町區代表 官野万吉
- 今古萩區代表 岩武改一
- 濱崎新町第一區代表 伊勢島三四郎
- 中津江區代表 佐藤一熊
- 上野區代表 久保川龜吉
- 推原區代表 貞本豐重
- 無田ヶ原區代表 田中清作
- 藤ヶ瀬區代表 上田近藏
- 奥玉江第一區代表 來島武一
- 奥玉江第二區代表 來島末一

- 江向第二區代表 神代大介
- 江向第四區代表 中原與平

- 堀内第二區代表 山中百合藏
- 南片河區代表 岩本治定

學 事

◎木間小學校改築工事竣工

町立木間尋常高等小學校舎の改築は昭和二年十月工
を起し爾來繼續事業として著手中の處本年三月
二十四日竣工同月二十七日校舎の使用を開始するに

至れり

◎町立各學校卒業生徒兒童

萩町立各學校は左記日時に於て卒業式を舉行其の狀
况左の如し

校 名	日 時	卒業生徒及兒童數
萩 商 業 學 校	三月八日午前十時	男 一八五 女 一四七 五二
明倫尋常高等小學校	同月二十二日午前十時	男 一五一 女 一四一 四七
椿東尋常高等小學校	同	男 四一 女 三三 三三
越ヶ濱尋常高等小學校	同	男 二二 女 二二 三三

椿西尋常高等小學校	同	日午前九時三十分	高等科	男	二八	女	二五
白水尋常高等小學校	同月二十三日午前十時	高等科	男	三五	女	三一	
木間尋常高等小學校	同	高等科	男	八二	女	七四	
六小學校卒業兒童數合計	同上	計	計	三四五	六三七		
尋常科	男	三三三	女	一四二	三〇四		

●實業補習學校設置並廢止

萩町立萩實業補習學校を昭和四年三月三十一日限り
廢止の件同月二十六日付本縣知事より認可ありたり
萩町立明倫實業補習學校を町立明倫尋常高等小學校
に併設し昭和四年四月一日より開校の件三月二十六
日付本縣知事より認可ありたり

●小學校教員異動

明倫尋常高等小學校訓導 永安 豊太
依願免本職
井町アッコ
同 田坂孝子
依願免本職 山縣貞一
同 平田篤輝
同 大石良治
各通 同 山縣正一

●商業學校教諭新任

明倫尋常高等小學校訓導 有田 政尙
任萩商業學校教諭(三月三十一日付)

小學校令施行規則第二百二十二條第三號ニ依リ休職ヲ
命ス

同 小島 經彦
任椿東尋常高等小學校訓導 瀨川 愛子
同 溝部 勝子
任奈古尋常高等小學校訓導 任越ヶ濱尋常高等小學校訓導
任椿西尋常高等小學校訓導 坂田 正男
同 任椿西尋常高等小學校訓導 磯部 千尋
大津郡川尻尋常高等小學校訓導 山本質夫
任明倫尋常高等小學校訓導 柳田 文亮
阿武郡福田尋常高等小學校訓導 山中幸一
任明倫尋常高等小學校訓導 依願免本職並兼職
阿武郡大井尋常高等小學校訓導 近藤 順
任明倫尋常高等小學校訓導 白水尋常高等小學校訓導 山縣 芳藏
越ヶ濱尋常高等小學校訓導 依願免退職
趣ヶ濱實業補習學校助教諭 三見尋常高等小學校訓導 長嶺 文造
依願免本職並兼職 白水尋常高等小學校訓導 杉山 愛子
岡 澄子 任白水尋常高等小學校訓導 田村 春好
大塚 泰子

る者鑑賞する者共に平和な春陽そのまゝの姿であつた。

◎明倫小學校卒業記念成績品 並に家庭電化設備展覽會の 狀況

本學年度最終の行事として三月廿二日卒業式當日及翌廿三日修業式當日の二日間本學年間に於ける各科の學習成績品を第二校舎全部に陳列し併せて同期間縣電氣局秋出張所の後援に依り各種の家庭電化設備に關する器械器具をも出陳兒童並に一般に對し其の實演を公開した。兒童の成績品は卒業學年、一般修業學年、手藝裁縫品等各其の室を別ち特に昨秋東都に於ける大禮奉祝全國兒童成績品展覽會に出品せる書方圖書等も理科部其の他の特作品と共に陳列せり電氣室は縣電出張所專屬の設計に成り其の他の各室とも學年的色彩現はれ、特殊の合同作品、高學年の手工品の如き最も人目を牽くものが多かつた。今回電氣に關する展覽會の施設の出來得たことは最

近本校理科室の改造されたこと、共に山口縣電氣局萩町出張所の多大の援助ありたる賜である。兩日とも天候に恵まれ一般の觀覽者も日々數千の多きに上ぼり、場内は常に立錐の餘地なき盛況であつた。

◎椿東青年訓練所査閲

三月二日(土曜日)時々吹雪襲來し天候悪しかりしが本縣より坂井社會課長並に河村社會教育主事來校午前八時半より査閲開始河村主事當訓練所の現況並に將來の計劃に付述ぶる所あり午前九時より學科(國語)の査閲あり椿指導員教授に當る、同十時より運動場に於て約三十分間教練の査閲を受け終りて生徒並に青年團員處女會員其の他の參列者一同を作法室に會同せしめ坂井社會教育課長並に河村社會教育主事より指導獎勵の講話あり次で書類の點檢を濟ませ午後一時半終了。當日の出席者訓練所生徒二十三名、補習學校生徒十四名、處女會員二十名、誘導員五名

◎椿東處女會三月例会

三月廿八日午前九時より午後五時まで一般家庭に於て出來得る簡易なる菓子(製法につき講習をなし會員多數實地の指導に依り八九種の製法を習得し多大の裨益を得たり

◎椿東小學校唱歌會

三月十六日午後一時より本校兒童の唱歌會を開催三十六番の演技を行へり父兄の參觀せる者約三百名因に當日は椿東教育後援會の總會をも開催す

◎越ヶ濱青年訓練所査閲狀況

一、昭和四年三月四日 月曜日快晴
二、査閲官及參觀者

査閲官 山口縣社會教育主事 河村謙助氏
參觀者 萩町青年訓練所顧問 武居 中佐
萩中學校教官 青木 少佐

三、指導員及生徒

學科指導員 網本 謙二

教練指導員 富田國太郎

本日出席せし生徒總數十六名にして他に父兄、實業補習學校生徒、處女會員等なり

四、學科査閲概況

午前九時査閲官來所、直ちに帳簿の査閲あり同十五分より暴風雨に對する處置に付學科指導を行ふ

五、教練査閲概況

同十時半より各個教練及分隊教練の指導を爲す

六、査閲官並に武居中佐の指導講演
午後青年訓練所の振興に關する具體的意見の交換ありて査閲を終る

◎補助費下附

◎昭和三年度水産補習教育費補助金四百五圓交附の件三月三十日付本縣知事より指令ありたり
◎市町村立小學校教員住宅料補助金壹百四拾四圓九

拾四錢交付の件三月三十日本縣知事より指令あり
たり

◎講習會開催

三月二十二日同月二十四日迄萩町主催となり工藤千里氏を招聘し衣服補綴及置縫並文化轡盤製作に付講習會を開設せり

◎椿東教育後援會役員選任

昭和四年三月十九日同評議員會に於て財團法人椿東教育後援會役員を左の通選任したり

理事 信國顯治
同 片山岩根
監事 久保田伊七
同 土井幸穂

◎昭和四年度財團法人椿東教育後援會經費豫算

収入の部
金參百八拾八圓八拾八錢
支出の部
金參百八拾八圓八拾八錢

産業

◎萩特産物移出の魁

滿鐵社員消費組合より萩町久繼商店に對し名菓萩の譽百五十貫購入方申來れるに依り三月末日を以て再送することとせり

◎萩特産物移出組合同規約

第一條 本組合は萩特産物移出組合と稱し萩特産物の生産又は販賣を爲す個人若は之と同一の目的を有する他の組合を以て組合員と爲す
第二條 本組合は萩特産物の生産及販賣上の弊害を矯正し其の信用を確的ならしむるを以て目的とす其の業務概ね左の如し
一、取引の改善
二、生産販賣品の移出検査
三、販路の擴張
四、組合の事業の助長
五、紛議の調停
六、功勞者の表彰

七、前各號の外本組合の目的とする事業
第三條 本組合は當分の間事務所を萩町役場内に置く
第四條 本組合の事業年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日を以て終る
第五條 本組合の業務は本規約に別段の定めあるものを除く外總會又は評議員會の議決に依り組合長之行ふ
第六條 組合員は取引の改善を期する爲左の各號の事項を遵行するものとす
一、組合員の生産品を販賣する爲移出するとき
は別に定むる検査規程に依り移出検査を受けること
二、組合員は萩特産品弊價の昂上に努むること
三、組合員は不正手段を以て重量又は容量を増し若は内容品の拔替を行はざること
第七條 本組合の組合長は萩町長を推戴し萩町助役を以て副組合長と爲す
第八條 本組合に評議員若干名を置く
評議員は組合長の推薦に依り組合員の總會に於

て之を決定す

第九條 評議員の職務は概ね左の如し

- 一、組合員の總會に提出すべき附議案の審査
- 一、本組合事業の執行に關する事項
- 一、其の他組合長に於て必要と認むる事項

第十條 評議員の任期は三箇年とす但し満期再任を妨げず

第十一條 評議員中闕員を生したるときは之を補闕す此の場合補闕員の任期は前任者の殘任期間とす

第十二條 本組合に左の職員を置く

- 一、幹事 一名
- 一、書記 若干名
- 一、検査員 若干名

前項職員は組合長之を任免す

組合長に於て必要ありと認むるときは第一項の外職員を置くことを得

第十三條 本組合は總會の議決に依り組合の業務上功勞ある者又は學識經驗ある者の中に就き顧問を囑託することを得

第十四條 組合長は組合を代表し組合の事務を總理するの外組合職員を指揮監督す

副組合長は組合長を補佐し組合長事故あるときは之を代理す

第十五條 幹事は組合長及副組合長の指揮を受け組合庶般の事務に従事す

書記は幹事の指揮を受け庶務會計の事務に従事す

検査員は幹事及書記の指揮を受け生産品の移出に従事するの外業務上に關する諸般の指導及取締に任ず

第十六條 本組合は毎年三月組合員の總會を開催し左の事項を議決す

- 一、毎年度經費收支豫算
- 一、前年度組合決算の承認
- 一、本規約に依り總會の議決を要する事項
- 一、其の他重要と認むる事項

第十七條 本組合に加入せむとする者は加入申込書を組合長に差出すべし

第十八條 組合員にして本組合の目的を阻礙し又は

船舶職員養成講習會講習生募集

左記要項に依り萩町主催船舶職員養成講習會を開催し引續き臨時船舶職員試験執行方稟請中に付多數の講習生を募集す

一、會期 六月下旬より三週間(臨時船舶職員試験は七月下旬より執行の豫定)

一、會場 萩町公會堂

一、科目 漁船丙種運轉士 漁船乙種二等運轉士 小形船丙種運轉士 小形船乙種二等運轉士 發動機船三等機關士

一、講師 山口縣水産試験場職員其の他専門家を招聘の豫定

一、講習料 金五圓

一、講習申込期日 六月二十日迄

一、其の他詳細は萩町勸業課又は阿武郡發動機漁船組合に就き承合されたし

萩町を船舶検査執行地に指定

豫て萩町長より請願せる萩町を船舶検査地に指定の件は三月二十二日遞信省告示第八百二十一號を以て即日より施行の旨公布せられたり

第六條の規定に違背したる者あるときは評議員會の議決を経て除名處分を行ふことを得

第十九條 本組合の經費は補助金寄附金及組合員の分賦金を以て之に充つ

附 則

第二十條 本規約は昭和四年四月一日より之を施行す

第二十一條 本規約施行に關する細則は組合長之を定む

因に本組合夏蜜柑部に於て選定したる評議員左の如し

末永光藏 井山藤一 山中三吉

坪倉金治郎

昭和产业博覽會出品

廣島市主催同地西練兵場に開設の昭和産業博覽會期を利用し其の本館及林礦館の内四小間及土間一坪を劃し萩町に於て適當なる裝飾を施し左の出品物を陳列三月廿日開館當日より一般の縦覽に供すること、せり

- 萩焼 坂高麗左衛門 鯛勤王焼 丸進食品商會
全 三輪 雪堂 蒲 銚 中尾 孫一
全 吉賀大雅堂 萩の譽 久繼富之造
全 岡田政右衛門 竹細工品 萩町立工業傳習所
全 福永 秀介 苦 竹 田村源太郎
鋸 伏谷 吉次郎 萩の月 光國貞太郎
萩の友 中村 正 萩の薫 全 人
木製玩具 冲見富吉 籐表下駄 久芳 敬治
床框 國廣 良一 竹 箸 倉増 喜一
櫻の柱 全 人 竹 箒 倉 橋 榮
竹箸 藤本 正 槌 鳥 籠 吉岡 慶介
簞 全 人 もづく 田 中 饒
籐表 萩籐表工業組合 松下箸 萩割箸工業組合

- 孟宗竹 伊藤源次郎 眞 綿 福島 きみ
木炭 山平 信一 木 炭 小坪 文雄
木炭 中村 健一 木 炭 三好 一熊
橙及細工 大林ウメ 萩みかん菓子 萩製菓株式會社
松板 萩製材株式會社 夏蜜柑 坪倉 金次郎
蒲銚 吉屋 松次郎 小鯛巴干、若布 増野秀吉

講習會開催豫告

籐表製造講習會

- 一、會期 昭和四年四月二十七日より五月六日迄十日間
二、會場 萩町公會堂
三、講習人員 申込順に依り三十名迄とす
四、費用 材料費金貳圓 器具費金參拾錢
右材料費は原料五足分に要するものにして製品の後は組合に於て相當價格を以て買受けの豫定
五、希望者は右費用金を添へ四月十五日迄に萩町勸業課へ申込まれたし

竹箸漂白講習會

- 一、會期 六月一日より六月三日迄三日間
二、會場 萩町立工業傳習所
三、費用 不要
四、講習人員 申込順に依り二十名迄とす
五、希望者は五月二十日迄に萩町勸業課へ申込まれたし

蠶業講演會

三月二十七日二十八日の兩日萩町公會堂に於て左記講師及演題に依り高等蠶業講演會を開催せり聽講者二百七十餘名に及び裨益する處多大なるものあり

記

- 竹製土產品彫刻講習會
一、會期 六月十八日より六月二十七日迄十日間
二、會場 萩町立工業傳習所
三、費用 器具、材料費共約金壹圓五拾錢
四、講習人員 申込順に依り二十名迄とす
五、希望者は 材料器具準備の都合あるに付金壹圓五拾錢を添へ五月二十日迄に萩町勸業課

撒土育蠶法 栃木縣蠶業試驗場長 大島 金松
桑樹栽培法 新潟縣桑樹試驗場長 江本良之助
撒土育と他の飼育法との比較 大正十三年の調査

Table with columns for insect types (普通育, 他の條桑育, 撒土育), rearing methods (蠶日一號, 當蟻量, 飼育温度, 飼育湿度, 飼育日數, 對蟻量一繭一噸全繭層量, 平均重量, 繭層量, 繭層歩合), and numerical data.

蠶絲業の奨励金

豫て萩町養蠶組合より組合設置奨励費交付申請中のところ昭和三年三月二十二日付本縣知事より奨励費として金七拾壹圓交付の指令ありたり

水産業奨励費交付

萩町に於ける牡蠣養殖試験及水産製造講習會開催に對し昭和三年度に於て水産業奨励費交付許可の旨三月十五日日本縣知事より指令ありたり

萩町至江浦松屋市五郎の春日丸全藤屋治三郎の住吉丸古魚店町三宅茂一の茂丸寛丸發動機付遠洋漁船建造に對し昭和三年度に於て水産業奨励費交付許可の旨本縣知事より指令ありたり

副業共進會開設

副業の振興を期圖する目的を以て左記要項に依り今秋山口町に於て本縣主催副業共進會並肉牛種鶏

共進會を開設さるゝことゝなり出品勧誘方本縣内務部長より照會ありたり

開設要項

▲後援 農林省 山口町 縣下各種關係団体

▲會期 山口縣副業共進會 自昭和四年十一月廿二日至 全年 全月廿七日

山口縣肉牛種鶏共進會 自昭和四年十一月廿三日 全年 全月廿七日

▲出品の種類 農産蠶絲畜産林産水産雜工各種關係副業品並青年團處女會員の副業品副業經營資料及參考品

▲出品の陳列 郡市毎に種類別に依る

▲出品の處分 特別のものにして返送を要するものを除く外會期中賣約の取計を爲し賣約殘品は閉會後共同販賣に附す

▲副業の實演 藁工品藁製品竹細工眞綿製造等に付會期中實演を行ふ

▲副業の生産品の即賣 木竹細工果實類其他水産林産畜産關係品中適當の生産品に付會期中即賣店の開設を爲さしむ

▲其他餘興 會期中適當なる餘興の施設數種

有限責任阿武郡竹工購買販賣利用組合の設立

萩町を中心とし阿武郡一圓を其の區域と爲す竹林經營者并竹工業者を以て有限責任阿武郡竹工購買販賣利用組合設立の件申請中の處去る三月十六日付を以て認可の指令ありたり

採種組合總會

萩町椿信用購買販賣利用組合の附帶事業とせる採種組合の昭和三年度に於て生産せる種子の數量左の如し

- 一、紫雲英種子 貳百八石八斗
- 一、萩午莠種子 八石貳斗七升貳合

蠶種の催青に就て

蠶種の催青は養蠶上最も大切なことに屬し之を天

然の催青等に依るときは販賣上に不利益なるのみならず不經濟且作柄及繭質に大なる悪影響を及すに依り本春よりは町及養蠶組合に於て之を取纏め催青することゝ爲せり就ては左記の通組合員に在りては各支部長へ其他に在りては本町勸業課へ何れも四月十八日迄に蠶種の裏面に其の氏名を記載し御持參相成りたし

目代組合は山本榮治氏方

松本組合は貞本豊重氏方

川島土原組合は柴田武一氏方

山田組合は古屋吉次郎氏方

椿組合は荒地三郎氏方

中津江組合は小林政太郎氏方

其他は萩町勸業課へ

米多收作に就て

大阪毎日新聞社後援財團法人富民協會主催反當米拾石作共勵の爲同會に於て發行せる昭和三年度成績に依る「米七石を實收するまで」の小冊子は斯業増進の

爲裨益あるものと認め萩町特志家より寄附金の一部を以て之を購入し關係各區長役場篤農家並青年團等へ宛て夫々配布せり

百參拾九圓
輸入數量貳拾貳噸此の價額金壹千壹百九拾六圓

●三月中輸出入貨物調

萩稅關支署調査

輸出	二噸	四六八圓
罎罐詰	一七八噸	四、〇〇〇圓
杉丸太	一三噸	二二五圓
木炭	一六噸	四八〇圓
夏蜜柑	一一噸	二二五圓
板材	四八噸	一六、二〇〇圓
發動船	二六八噸	二一、五九八圓
計		
輸入	九噸	四五〇圓
飼料		四五〇圓

本年一月以降累計
輸出數量貳千五百九拾八噸此の價額金七万七千八

●三月中町立魚市場賣買
取扱高

萩魚市場	五九、〇八五、五一
同越ヶ濱出張所	一五、六九九、五八
同玉江出張所	二、三〇〇、一六
合計	七七、〇八五、二五
前年四月分以降累計	一〇〇〇、二二六、六五

●昭和四年度萩町農會經費
收支豫算

收入	一金六千貳百九拾圓也	收入豫算高
支出	一金六千貳百九拾圓也	支出豫算高
收支差引金	なし	

●昭和四年度萩町農會特別會
計青物市場經費收支豫算高

收入	一金參千五百七拾參圓也	收入豫算高
支出	一金參千五百七拾參圓也	支出豫算高
收支差引金	なし	

●防長米委員の選舉

防長米同業組合委員平野斌死亡に付後任者選舉の結果萩町農會副會長福田一良氏當選就職せり

●木炭検査擔當區域變更

今回當町擔當山口検査員依願解職に付左の通検査區域變更の旨防長木炭同業組合より通知ありたり
道同検査員 萩町(萩區を除く)擔當
原 検査員 萩町の内萩區擔當

●昭和四年度萩町養鶏組合
經費收支豫算

收入	一金五百七拾五圓也	收入豫算高
支出	一金五百七拾五圓也	支出豫算高
收支差引金	なし	

●全國港灣中に於ける
萩港の位置

組合長平野斌死亡に付去る三月三十一日通常總會の
際選舉の決果左の通り當選せり
組合長 揚井 誠 治

内務省土木局編纂に係る昭和二年大日本帝國港灣統計要覽の示す所左の如し
口輸出入貨物價額港別

百九十の港灣中第百三十九に位し輸出額四拾四萬貳千五百六拾九圓輸入額貳百五拾壹萬四千五百參拾六圓其の合計貳百九拾五萬七千五百五圓

□輸出 入貨物噸量港別

百九十の港灣中第百五十二に位し輸出品量壹萬參千參百貳拾五噸輸入量壹萬七千百參拾六噸其の合計參萬四百六拾壹噸

□入港船舶噸數港別

百九十の港灣中第百〇四に位し汽船五千九百四噸帆船貳拾七萬四千百貳拾六噸其の合計貳拾八萬參拾噸

◎萩港貿易に就いて (二)

萩税關支署長 柳 憲 二

本年から毎月萩港に因みある各港の貿易額を月報に掲載して戴くことに致しました尤も大藏省編輯の貿易月表が當署に到着致しますのが非常に遅れますので其の月の額が貳ヶ月待たなければ知ることが出来ませぬのは遺憾ですが右様な譯合ですから此の點を豫め御断り致して置きます。

當港の重要輸出品である杉丸太は昨年迄は大島甲穂氏が殆んど一人で輸出されて居りましたが本年に入りまして香川津の材木商前田林堀の諸氏及び濱崎の材木商三戸氏が新に大連へ取引先を求められまして輸出される様になりました又西田町の酒造家山田七郎氏が同氏の醸造せられた清酒を貳拾樽旅順へ熊谷町の山口屋氏が木炭を百七拾俵大連へ孰れも最近輸出されました斯の如く杉丸太の販路が漸次擴大致して参りますと同時に従来より異つた品物が輸出される様になりましたことは萩港の爲に洵に喜しい現象であります夫から清酒の輸出に就きましては造石税を課せらるる酒類を外國に輸出したるときは造石税に相當する全額の下付を政府に請求することを得る旨明治參拾四年參月法律第拾號で發布せられて居りますから内地で造石税一石に付四拾圓を課せられたる清酒は之を外國へ輸出しますれば四拾圓の戻税があり参りますからつまり一升に付内地より四拾錢だけ安く賣つても引合ふ勘定となります酒類に對しては斯様な有利な規定が御座いますから之を十分活用下さいましてごしゝ外國へ清酒を輸出せらるゝ様特に

御願ひ致します。

昭和四年壹月中關係各開港別輸出入額調

港名	輸出 額	輸入 額	合計
神戶	六三四、六八、八五	一〇六、〇四七、〇六八	一六九、五三、九五
横濱	六三、三三六、六七	六、五九三、六四	二四、八三〇、二四一
大阪	三七、三三、八四〇	三、四一五、〇八〇	六、七四六、九二〇
名古屋	五、〇三〇、九八	九、三六〇、二七一	一四、三九一、二五九
門司	四、〇四一、二六三	八、四四〇、九七六	一二、四八二、二三九
長崎	一、一三三、〇八八	二、四八三、三三三	三、五五五、四二一
小樽	二、八二一、一七九	七一九、九〇三	三、五二一、〇八二
徳山	—	二、一四〇、五四四	二、一四〇、五四四
尾道系崎	一〇、二六七	七九〇、一七	八〇〇、三六四
敦賀	二六二、一八二	五〇一、七九	七六三、九七一
函館	二九六、一五七	三七〇、一五三	六六六、三〇〇
伏木	二四、五七一	三五五、五四六	三八〇、一七
宮津	—	二九四、〇二	二九四、〇二
下關	二二、八〇〇	二七、四六	二五〇、二六
境	四、七四七	六二、四九一	六七、二三八
萩	六、八四二	〇	六、八四二

◎三月中萩町内の物價

三月中平均物價

中米(白米)	一石	三一、〇〇〇
裸麥(精白)	一石	一七、〇〇〇
大豆	一石	二一、五〇〇
白味噌	一貫	一、三〇〇
清酒(中等品)	一石	一一二、〇〇〇
白砂糖(洋)	百斤	二五、五〇〇
赤砂糖(洋)	百斤	二〇、〇〇〇
鯉節(土佐)	一貫	一六、〇〇〇
牛肉(中等品)	百斤	八五、〇〇〇
鶏卵(地卵)	百個	四、〇〇〇
牛乳	一升	八〇〇
晒木綿	一反	八五〇
石炭	十貫	七五〇
木炭(檜)	十貫	三、四〇〇
美濃紙	一締	一五、〇〇〇
半紙	一締	七、〇〇〇

◎三月中氣象表

氣溫平均 最高氣溫 最低氣溫 雨雪量
 九度四三 一二度二二 三度九〇 一二〇耗一

◎三月中類別日數

種類	快晴	晴曇	雪霰	電霜	濃霧	地震	風暴	最高	最低
日數	五	八	一	二	一	一	一	卅	〇

◎三月中風向觀測

北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	靜穩	最多方向
四	一	五	一	一	四	四	一	〇	西

財政經濟

◎昭和四年度萩町豫算

過る二月二十八日より三月五日まで開會の町會に於て議決したる昭和四年度萩町各種會計歳入出豫算の梗概左の如し

◎昭和四年度萩町一般會計歳入歳出豫算

歳入	歳出
一金參拾貳萬九千四百四拾貳圓	一金貳拾八萬參千四百五拾八圓
一金七萬九千七百八十九圓	
合計金四拾萬九千貳百參拾壹圓	

經常部豫算高 臨時部豫算高

一金拾貳萬五千七百拾參圓 臨時部豫算高
 合計金四拾萬九千貳百參拾壹圓

歳入出差引殘金なし
 右一般會計歳出豫算の費目分類別費額左の如し

歳出經常部

◎役場費金五萬四千九百參拾參圓◎土木費金壹萬四千參百參拾圓◎教育費金拾六萬七千六百參拾五圓◎衛生費金壹萬四千貳百四拾貳圓◎勸業費金六千七百拾八圓◎財産費金貳千九百八拾八圓◎其の他諸費金貳萬貳千六百拾貳圓

歳出臨時部

◎土木費金五萬貳千五百九拾圓◎教育費金壹萬九千七拾五圓◎衛生費金千五百五拾五圓◎勸業費金壹萬參千貳百七拾四圓◎公債費金參萬參千七百八拾參圓◎其の他諸費金五千八百九拾六圓

◎昭和四年度萩町特別會計歳入歳出豫算

昭和四年度萩町特別會計歳入歳出豫算額（歳入出共同額に付區別せず）左の如し

一、萩町恩賜金 金參拾九圓
 一、同行啓記念事業費 金百九拾貳圓

一、同萩町小學校基本財産 金壹千百圓
 一、同慈惠基金 金貳千八百九拾貳圓
 一、同志郡岐公園基金 金貳百五拾七圓
 一、同香雪園基金 金貳百貳拾九圓
 一、同正明園基金 金參拾九圓
 一、同伊藤公遺蹟保存基金 金參百七拾九圓
 一、同木戸侯遺蹟保存基金 金參百四拾六圓
 一、同野山獄十一烈士遺蹟保存基金 金五拾六圓
 一、同小倉家墳墓地維持基金 金六拾九圓
 一、同教育獎勵基金 金八百參拾參圓
 一、同兒童就學獎勵基金 金六百四拾六圓
 一、同兒童校外教授基金 金九拾貳圓
 一、同獎善基金 金百八拾五圓
 一、同獎學費積立金 金百五拾貳圓
 一、同招魂祭費積立金 金四拾五圓
 一、同萩魚市場費 金拾貳萬參千百拾五圓
 一、同萩魚市場事業資金
 一、同越ヶ濱簡易水道費金 五千貳百九拾八圓
 ◎昭和四年度萩町一部會計歳入歳出豫算

昭和四年度萩町一部會計歳入歳出豫算額（歳入出共同額に付區別せず）左の如し

- 一、萩町椿東區 金九拾九圓
- 一、萩町椿區 金四千八百六拾五圓
- 一、萩町山田區 金貳千九百貳拾參圓

◎萩町の財務

本町會の議決を經昭和四年度より改正施行する萩町納稅獎勵の方法左の如し

萩町納稅獎勵金交付規程

第一條 本町に於ける納稅成績の向上刷新を圖る爲本規程に依り納稅獎勵金を交付す

第二條 本町に於て取扱ふ國稅、縣稅及町稅中納稅義務者にして所在不明の者隨時徴收に係るもの及日稅、月稅の種目に該當するものを除くの外各行政區毎に納期末日を期とし其の納稅總額の八割以上を納濟したるものに限り其の區長役場に對し當該年度町費豫算の範圍内に於て左の標準に依り納稅獎勵金を交付す

一、毎納期に於ける納稅總額の全部を完納したる場合

納稅金額の千分の五以内

二、毎納期に於ける納稅總額の九割以上を納濟したる場合

納稅金額の千分の二以内

三、毎納期に於ける納稅總額の八割以上を納濟したる場合

納稅金額の千分の一以内

第三條 巴城券番納稅組合、弘法寺納稅組合、萩遊興納稅組合及萩酌婦納稅組合に於て取扱ふ縣稅及町稅金又は賦金にして納期末日を期とし其の總額を完納したるものに限り其の組合に對し藝妓稅に在りては總額の百分の二以内遊興稅に在りては總額の百分の五以内酌婦稅に在りては總額の百分の五以内賦金に在りては總額の百分の三以内を標準とし當該年度町費豫算の範圍

一金拾貳萬五千七百拾參圓

合計金四拾萬九千貳百參拾壹圓

臨時部豫算高

歳入出差引殘金なし

右一般會計歳出豫算の費目分類別費額左の如し

歳出經常部

- ◎役場費金五萬四千九百參拾參圓◎土木費金壹萬四千參百參拾圓◎教育費金拾六萬七千六百參拾五圓◎衛生費金壹萬四千貳百四拾貳圓◎勸業費金六千七百拾八圓◎財産費金貳千九百八拾八圓◎其の他諸費金貳萬貳千六百拾貳圓

歳出臨時部

- ◎土木費金五萬貳千五百九拾圓◎教育費金壹萬九千七拾五圓◎衛生費金千五百五拾五圓◎勸業費金壹萬參千貳百七拾四圓◎公債費金參萬參千七百八拾參圓◎其の他諸費金五千八百九拾六圓

◎昭和四年度萩町特別會計歳入歳出豫算

昭和四年度萩町特別會計歳入歳出豫算額（歳入出共同額に付區別せず）左の如し

- 一、萩町恩賜金 金參拾九圓
- 一、同行啓記念事業費 金百九拾貳圓

一、同萩町小學校基本財産 金壹千百圓

一、同慈惠基金 金貳千八百九拾貳圓

一、同志都岐公園基金 金貳百九拾七圓

一、同香雪園基金 金貳百貳拾九圓

一、同正明園基金 金參拾九圓

一、同伊藤公遺蹟保存基金 金參百七拾九圓

一、同木戸侯遺蹟保存基金 金參百四拾六圓

一、同野山獄十一烈士遺蹟保存基金 金五拾六圓

一、同小倉家墳墓地維持基金 金六拾九圓

一、同教育獎勵基金 金八百參拾參圓

一、同兒童就學獎勵基金 金六百四拾六圓

一、同兒童校外教授基金 金九拾貳圓

一、同獎善基金 金百八拾五圓

一、同獎學費積立金 金百五拾貳圓

一、同招魂祭費積立金 金四拾五圓

一、同萩魚市場費 金拾貳萬參千百拾五圓

一、同萩魚市場事業資金

一、同越ヶ濱簡易水道費金 五千貳百九拾八圓

◎昭和四年度萩町一部會計歳入歳出豫算

昭和四年度萩町一部會計歳入歳出豫算額（歳入出共同額に付區別せず）左の如し

- 一、萩町椿東區 金九拾九圓
- 一、萩町椿區 金四千八百六拾五圓
- 一、萩町山田區 金貳千九百貳拾參圓

◎萩町の財務

本町會の議決を経昭和四年度より改正施行する萩町納税獎勵の方法左の如し

萩町納税獎勵金交付規程

- 第一條 本町に於ける納税成績の向上刷新を圖る爲本規程に依り納税獎勵金を交付す
- 第二條 本町に於て取扱ふ國稅、縣稅及町稅中納税義務者にして所在不明の者隨時徴收に係るもの及日稅、月稅の種目に該當するものを除くの外各行政區毎に納期末日を期とし其の納税總額の八割以上を納済したるものに限り其の區長役場に對し當該年度町費豫算の範圍内に於て左の標準に依り納税獎勵金を交付す

- 一、毎納期に於ける納税總額の全部を完納したる場合
 - 納税金額の千分の五以内
- 二、毎納期に於ける納税總額の九割以上を納済したる場合
 - 納税金額の千分の二以内
- 三、毎納期に於ける納税總額の八割以上を納済したる場合
 - 納税金額の千分の一以内

納税令書一通に附金二厘以内

第三條 巴城券番納税組合、弘法寺納税組合、萩遊興納税組合及萩酌婦納税組合に於て取扱ふ縣稅及町稅金又は賦金にして納期末日を期とし其の總額を完納したるものに限り其の組合に對し藝妓稅に在りては總額の百分の二以内遊興稅に在りては總額の百分の五以内酌婦稅に在りては總額の百分の五以内賦金に在りては總額の百分の三以内を標準とし當該年度町費豫算の範圍

内に於て納税獎勵金を交付す

第四條 前二條の納税獎勵金は毎年度四月及十月の兩期に於て其の前六ヶ月分を合算して之を交付す

附則

本規程は昭和四年度分より之を施行す
昭和三年五月萩町告示第二十六號納税獎勵に關する規程は之を廢止す

◎昭和四年度町稅賦課率左の如し

一、地租附加稅	宅地租壹圓に付金參拾壹錢 參厘六毛	一、縣稅雜種稅附加稅	不動產取得稅本稅壹圓に付金壹圓五拾錢 演劇諸興行稅本稅壹圓に付金九拾錢 遊興稅觀覽稅本稅壹圓に付金五拾錢 其の他の附加稅本稅壹圓に付金壹圓
一、特別地稅附加稅	地價百分の參、七に對する百分の八九、六	一、縣稅家屋稅附加稅	本稅壹圓に付金五拾六錢
一、營業收益稅附加稅	本稅壹圓に付金六拾七錢貳厘	一、縣稅營業稅附加稅	藝妓置屋業藝妓、酌婦稅本稅壹圓に付金八拾錢 其の他の附加稅本稅壹圓に付金九拾錢
一、礦業稅附加稅	試掘礦區稅本稅壹圓に付金參錢 採掘礦區稅本稅壹圓に付金參錢	一、特別稅戶數割	一戶當金貳拾貳圓六拾錢

◎ 民有有租地所有區分

昭和四年一月一日現在

種別	本町民		他町民		内地方民		民府有地		合計
	所有地	郡内他町民ノ分	郡外他町民ノ分	民府有地	民府有地	民府有地	民府有地		
田	六四八、二〇步二五	二〇一、〇〇五步	一、九〇、七五步	六、〇九步	二七四、九七步	七、一七八、二〇錢	六八三、一七步二五	二〇八、四三〇、八〇錢	六八三、一七步二五
畑	六二一、三二步三	四、四七步	七、九四步	三三、一二步	七、五三三歩	七、五、四八錢	六八七、八〇四步三	五、七八、二七錢	六八七、八〇四步三
宅地	七五、〇六一、五坪	一、九五四坪	一、九〇坪	五、三四九坪	九、二八三坪	二、八四五、三五錢	七、四、三四、五二坪	二、三三、四五二、三六錢	七、四、三四、五二坪
池沼	三、四〇步	五、九錢					三、四〇步	五、九錢	三、四〇步
山林	二、八〇四、三八步	五、六、二四步	二〇一、六三歩	六、七五歩	七、四、六〇一步	一、〇四二、〇五錢	二、九〇三、八九歩	二、九、一八四、六七錢	二、九〇三、八九歩
原野	六五、四二〇步	一、八五歩	八三歩	七、四錢	二、六六歩	四、七錢	六、二六歩	六、二六歩	六、二六歩
雑種地	一一九、〇〇六歩	五、四〇〇歩	二、二七錢		五、四〇〇歩	二、七錢	一一四、〇〇六歩	一、〇四九、二四錢	一一四、〇〇六歩
合計	二、〇一、二五、六〇錢	五、〇三〇、六六錢	一、九〇、七五錢	六、〇九、九三歩	二、七四、九七歩	七、一七八、二〇錢	六八三、一七歩二五	二〇八、四三〇、八〇錢	六八三、一七歩二五

内に於て納税奨励金を交付す

第四條 前二條の納税奨励金は毎年度四月及十月の兩期に於て其の前六ヶ月分を合算して之を交付す

附則

本規程は昭和四年度分より之を施行す
昭和三年五月款町告示第二十六號納税奨励に關する規程は之を廢止す

◎ 昭和四年度町税賦課率左の如し

一、地租附加税	宅地租壹圓に付金參拾壹錢 參厘六毛	一、縣稅家屋稅附加稅	七錢
	其他地租壹圓に付金七拾參錢九厘貳毛	一、縣稅營業稅附加稅	鑛產稅本稅壹圓に付金拾錢
一、特別地稅附加稅	地價百分の參、七に對する百分の八九、六	一、縣稅雜種稅附加稅	本稅壹圓に付金五拾六錢
一、營業收益稅附加稅	本稅壹圓に付金六拾七錢貳厘		藝妓置屋業藝妓、酌婦稅本稅壹圓に付金八拾錢
一、鑛業稅附加稅	試掘鑛區稅本稅壹圓に付金參錢 採掘鑛區稅本稅壹圓に付金參錢		其他の附加稅本稅壹圓に付金九拾錢
			不動產取得稅本稅壹圓に付金壹圓五拾錢
			演劇諸興行稅本稅壹圓に付金九拾錢
			遊興稅觀覽稅本稅壹圓に付金五拾錢
			其他の附加稅本稅壹圓に付金壹圓
			一、特別稅戶數割
			一戶當金貳拾貳圓六拾錢

◎ 民有有租地所有區分

昭和四年一月一日現在

種別	本町民			他町民			内方民			民府有地			合計
	所有地	郡内民ノ分	郡外民ノ分	町民ノ分	村民ノ分	市分	他府分	縣分	計	計	計		
田	六四〇、八二〇歩二五	二〇一、二五二、六〇錢	二〇一、〇〇五歩	一、九六〇、七五錢	六、〇一九歩	一八六、七九錢	二七四、九二七歩	七、一七八、二〇錢	六八三、一七歩二五	二〇八、四三〇、八〇錢	六八三、一七歩二五		
畑	六二一、三二歩三	五四、九五、六九錢	四、四七歩	三三、二五錢	七、九四歩	二二、一二歩	三三、二二歩	七、五二三歩	六八七、八四歩三	五、七八、一七錢	六八七、八四歩三		
宅地	七五、〇六一、五坪	三〇、〇六七、〇二錢	一、九五四坪	五八、一七錢	一、九八〇坪	五、三四九坪	一、四八、八九錢	九、二八三坪	七四、三四四、五坪	三三、四五、三錢	七四、三四四、五坪		
池沼	三、四〇歩	五、九錢							三、四〇歩	五、九錢	三、四〇歩		
山林	二、八三四、三八歩	二、一四一、六二錢	五、六、二四歩	七、五、九錢	二〇、六三歩	二、七、六二錢	六、七、五五歩	七、四、四錢	二、九〇三、九二九歩	二、九、一八四、六七錢	二、九〇三、九二九歩		
原野	六五、四〇歩	二、三、一六錢	一、八五歩	二、六錢	八二歩	三錢	二、六、六六歩	四、七錢	六八、二六歩	三、三、三錢	六八、二六歩		
同	一一九、〇〇六歩	一、〇四八、七七錢	五、四〇〇歩	二、七錢				五、四〇〇歩	一、〇四九、二四六歩	二、七錢	一一九、〇〇六歩		
同													
合計													
合計													

◎ 戸數割課税標準の調査に就て

昭和四年度特別税戸數割の課税標準と爲るべき所得額に就ては目下町吏員に於て區長役場並に各納税者に就き夫々調査中なり本年度戸數割の總額拾五萬壹千參百九拾七圓の六割即ち九萬八百參拾八圓貳拾錢は所得額を標準として配當せらるゝものにして本調査は其の公平なる課税を爲す上に於て最も大切なる事項なるに依り右吏員にして區長役場に出張の際は相當資料を與へられ度又納税者に於ても課税標準たるべき所得額に付正確なる申告を爲さるゝ様希望する次第なり

◎ 縣下各市町稅務事務研究会

三月廿五日より廿七日まで三日間都濃郡富田町に於て縣下各市町稅務事務研究会開催縣庶務課長菊池事務官、山下縣屬及宮田縣書記臨席せらる萩町よりは山田町稅主任出席し縣稅事務四十三件戸數割事務九件滞納處分事務二件に就き研究を遂げ終りに家屋の賃賃價格調査に關する縣の諮問あり閉會

軍事

◎ 召集事務檢閲

三月二十六日午後一時より萩町役場に於て左記檢閲官に依り昭和三年度召集、徵發事務の實施演習を施行せられたり

第五師團司令部附 陸軍輜重兵大尉 物部長銜
陸軍歩兵曹長 松井政夫

●在郷陸軍將校同相當官轉役

本年三月三十一日豫備役滿期後備役編入の者

陸軍歩兵中佐	山縣東二郎
全	奥平彦治
全	歩兵少佐 小池俊彦
全	歩兵少尉 林直一
全	谷村耕三
全	平野四郎
全	室田外雄
全	河村宜介
全	藤田孫吉
全	村上敏憲
全	騎兵大尉 馬屋原五郎
全	砲兵少尉 小島杉門
全	三等主計 熊谷四郎
全	大田隆明
全	三等藥劑官 田中忠介

本年三月三十一日後備役滿期退役者

陸軍歩兵大佐 國弘榮一

全	歩兵大尉 三谷市松
全	歩兵少尉 松井六三郎
全	砲兵大尉 安澤常三郎
全	工兵少佐 井上謙吉
全	二等軍醫 長濱丹治
全	上等計手 馬庭政二

●徴兵検査日割

昭和四年度萩町徴兵検査日割左の通決定せり

- 一、日時 七月三、四、五日日間毎日午前七時三十分より
- 二、場所 萩町元阿武郡役所内
- 三、抽籤 八月三十日午前八時より山口縣會議事堂に於て行はる

●陸軍簡閲點呼

昭和四年度陸軍簡閲點呼を受くべき者の該當年次左の如し

既教育者 大正七年 大正九年 大正十二年 大正十三年 大正十五年 大正十七年 大正十九年 昭三年

未教育者 志願に依り下士となりたる者は右表の年次に於て任官したる者 幹部候補生出身の者は右表の年次に於て入營したる者志願に依らざる者及兵卒は右表の年次に於て徴兵検査を受け徴集を決定せられたる者但し幹部候補生出身者中二月に至り入營の者は右表の年次の前年とす 點呼の日は確定次第通報する筈

●簡易洗濯法及洗張講習會

愛國婦人會萩町委員區の主催として三月五日より全

月七日迄三日間萩明倫小學校に於て全月九日玉江浦魚市場に於て家庭に於ける簡易洗濯法及洗張講習會を開催せり講習員となれる愛國婦人會員は毎日八十名内外の出席者あり講師の熱心なる指導に依り一同は簡便なる諸種の方法を會得し多大の感謝を表した

講師 佐波郡牟禮村 海老名安子 吉本ヒサコ 秋山繁子 後援者 全

●講習會開催

過る三月三十日萩町公會堂に於て整容法講演並禮式の實地指導講習會を開催聴講生約八十名に及べり

通信

◎萩郵便局昭和四年三月分事務取扱状況

種別	前年取扱数	本年取扱数	増減数
通常郵便物	二七〇、二七	二五、六九	一八、五八
小包郵便物	二五五、〇四	二四、二八	一〇、七六
引受	二、八三六	二、六七七	一五九
配達	三、九三四	四、〇〇二	六八
電信	三、六八九	三、八七〇	一八二
電報	六、〇九五	六、〇六五	三〇
中繼	二、六六五	二、六四二	二三
爲替振出	一、六〇五	一、四六六	一三九
爲替振入	四〇、五五、九〇	三五、二〇、〇〇	五、三五、九〇
爲替拂渡	二、三六八	二、四八二	一一四
貯金預入	四、七三、〇九〇	五〇、九五、一七〇	四、一九、〇八〇
貯金拂戻	二、三三三	二、二七八	六五
貯金拂戻	二六、八一、三七〇	二九、一九、二〇〇	二、三八、八三〇
貯金拂戻	七四五	八五〇	一〇五
貯金拂戻	二八、一六、四九五	二七、三五、三五五	九、一九、八六〇
貯金拂戻	六五〇	二五三	三九六
貯金拂戻	二四、三〇〇	一八、二〇〇	六、一〇〇

種別	前年取扱数	本年取扱数	増減数
保険料徴収	一〇、二五八	一一、六五六	一、三九八
年金契約	五、七三、四〇〇	六、三六、〇四〇	一、二二、六四〇
年金契約	一、八八五、三〇〇	一、八八五、三〇〇	一
年金掛金徴収	七五、八四〇	四三、八七〇	三二、九七〇

◎萩郵便局三月中行事

一、精神修養講話開催

三月廿七日午前十時半より囑託講師妙元寺住職中元雄氏を聘し吏員備人に對し修養講話を開催せり

一、事務研究会開催

三月廿九日卅日及四月一日二日の四日間毎日午前九時より十一時迄吏員一同を會し規定の改廢に伴ふ取扱規程の研究並に取扱事務の改善意見其の他の事項に關し研究会を開催せり

土 木

◎町村道の路線認定

本町内の町村道にして新に認定を爲したる路線左の如し

一、路線名 北の総門菊ヶ濱線(菊ヶ濱海水浴場道)

路)

起点 萩町大字堀内字堀内第三百九十八番地
終点 萩町大字堀内字菊ヶ濱第四百七十番ノ

延長 六十五間

幅員 三間

昭和四年三月二十二日認可

昭和四年三月二十六日告示

一、路線名 東田町相町線

起点 萩町大字東田町字東田町第十九番ノ七
終点 萩町大字吉田町字吉田町第六番ノ二地

先

延長 四十八間

幅員 二間五分

昭和四年三月二十二日認可

昭和四年三月二十六日告示

◎町村道の路線認定變更

本町内の町村道にして路線の變更を爲したるもの左の如し

一、路線名 橋本大鼓灣線を橋本土原線に變更す

一、起点 萩町大字橋本字橋本第六十二番地先

一、經過地 橋本川島天王鼻川島土原

一、終点 萩町大字土原字土原第二百三十番地先

一、延長 千五百九十五間

一、幅員 二間以上

昭和四年四月五日認可
昭和四年四月八日告示
一、路線名 奥玉江青長谷線の一部を左の通り變更

萩町大字山田字西沖田第四七〇八番より第四七八五番の五に至る間を大字山田字西沖田第四七〇八番より第四七一五番に於て町道玉江停車場線に合し玉江驛前を經由第四七八五番の五に至り三見村界の終点に連絡する路線に改む

昭和四年四月三日認可
昭和四年四月八日告示

◎越ヶ濱上水道改築縣費補助

昭和三年十一月竣成せし越ヶ濱上水道改築費に對し昭和三年度に於て縣費補助金壹千參百圓交付の件三月三十日付を以て本縣知事より許可ありたり

社 會 事 象

◎多越壯光會被表彰報告祭

多越壯光會は昨年十二月伏見桃山報德會本部より又本年二月十一日紀元節の佳辰に當り萩町より地方優良團體として各表彰を受けたるに依り三月四日午後六時多越神社々頭に於て其の報告祭を執行せり

◎矯風獎善に關する協定事項中一部の改定

昭和三年十月區長集會に於て協定を遂げたる矯風獎善に關する事項中左の通改定の件三月十六日開催の區長集會に於て滿場一致を以て決定せり

◎無緣靈者供養塔建設

最近萩町の救護を受けたる行旅病人中死亡したる者其の他無緣者にして死亡したる者の數十餘名に上り死後追善供養を營む等のことも無く同情に堪わざるを以て町長以下史員一同の醜金に依り三月二十一日其の供養塔を建立し同時に當町寺院の特志供養會を施し是等無緣者の靈を慰むる所ありたり

一、第十項「會葬者に對しては物品の施與を爲さざることを爲さざる」とあるを左の通改定すること
二、左の一項を追加すること
三、第十一項を第十二項とし以下順次項數を繰下ぐることを爲さざることを

衛 生

◎昭和四年一月以降傳染病

患者數	計
赤痢	三
腸窒扶斯	二
病名	三
三月迄發生數	三
三月中發生數	三

疫痢	二
チフテリア	一
猩紅熱	一
計	三
右の内疫痢患者	二名死亡せり

●昭和四年一月以降死亡者
埋火葬別の數

火葬	二月迄	三月中	計
男	四五	二五	七〇
女	四〇	二九	六九

人 事

●埋火葬別の數

死亡者に對する火葬の割合は約七十四パーセントなり	計	男	女
	一二三	一八	二〇
	七三	七	二七
	一九六	三〇	二七

◎戸籍と身分關係 (其の一)

家督相續人指定

指定家督相續人とは被相續人の指定に因つて家督相續人に爲つた者を云ふ乃ち補充的家督相續人である故に被相續人が此の相續人を指定するには法定の推定家督相續人なき場合に限り法定の推定家督相續人あるに至りたるときは其の者に於て家督相續を爲すのは當然である殊に指定家督相續人は推定家督

相續人なきことを條件とするのであるから後日に於て法定の推定家督相續人ありたるときは指定の効力は直に消滅に歸することゝなる而して相續人指定の範圍に付ては民法に於て何等の制限を設けてないから自由に被相續人に於て自己の親族なるか又は他人なるかを問はず廣く指定權を行使することが出来る又被相續人に於て被指定者をして相續せしむるに付一身一家の爲に不利なることを發見したるときは何時にても之を取消することが出来る

- 一、以下届出に付 一〇 四五 四二 二五 式 一八
- 一、家督相續人指定の届書には指定せられたる者の氏名及本籍を記載することを要す
- 二、家督相續人指定取消の届書には指定家督相續人の氏名及本籍を記載することを要す
- 三、遺言に依る家督相續人の指定又は指定取消の場合に於ては指定又は取消に關する遺言の謄本を届書に添付することを要す
- 四、指定家督相續人が死亡したるときは指定者は其の事實を知りたる日より十日内に其の旨を届出を要することを要す

◎受刑者

裁町に本籍を有する者にして關係司法裁判所より受刑の通知を受けたる者左の如し
昭和四年三月中

罪名	人	員	計	一月以前年一	三月迄	の累計
賭博	1	1	2	5	1	1
詐欺横領	1	1	2	2	1	1
竊盜	1	1	2	6	1	3
機船底曳網漁業取締規則違反	1	1	2	7	1	1
出版法違反	1	1	2	1	1	1
飲食物防腐劑取締規則違反	1	1	2	1	1	1
住居侵入竊盜	1	1	2	3	1	1
傷害	1	1	2	1	1	1
殺人	1	1	2	1	1	1
失火	1	1	2	1	1	1
阿片煙販賣	1	1	2	1	1	1
銃砲火藥取締法違反	1	1	2	1	1	1
齒科醫法違反	1	1	2	1	1	1
賣藥法違反	1	1	2	1	1	1
陸軍々人服役令施行規則違反	1	1	2	1	1	1

賀に堪わぬ次第であります事、今日に到達したその経過を深く考へますと、實にこれは愛郷の念に満ち充ちて居られます先輩諸彦の御翰旋と當路の方々の御盡力とに因る賜と感銘する次第であります。乍去眞の萩町發展を策するのはこれから如何にして是等の諸機關を活用し、經濟的に發展さすか、問題でありまして、等しく町民としての責任が重大視せられる譯であります。

即ち其の善處に依つて先輩に對しては感謝の披瀝ともなり町民としても責任が果され而して更に萩町の發展が望まれる譯ではないかと考へられます。

私が昨年末滿鮮旅行を思ひ立ちましたこともこの意味合からでありまして、萩地方の生産品が是迄如何に取扱はれて居るや、又今後如何に取扱ふべきものかを調査して、チットでも役立ちたい考へからでした。

短時日の旅行と豫備智識が缺けて居た爲充分な調べも出來ず、誠に遺憾ではありましたが、何程か御参考ともなれば望外の幸甚であります。

これから調査事項に付て申し上げます。竹材は縣下でも阿武郡は有名な産地で、朝鮮方

面へは從來より移出されて居ます材質としても、強靱で細工物に好望され、定評があるらしく、仁川に寄港したとき製樽業者も推賞した居たほどでした。取扱商店の談に依ると、品種や寸法取交せにより販賣難例へば、四寸五寸を一緒に荷造りすること等は、仁川では寸法を統一して、關係上殊更手数をかけて別々に仕譯するなど、又金融關係が圓滑に行はれないのと註文しても、順調に發送して貰はれなかつたり、往々にして取引上の難色を免れず、結局取引關係に支障を來たし、竹材の良好は認むるも、遂に他地方と取引を結ぶ様になり、目下九州中津と取引中の方と品種の統一と取引上の難色を改善されるれば、販路としては尙開拓の餘地ある様に思はれます。

竹材の用途として主なるものは、日本建築の壁ゴマエ、海苔養殖用簀、等で製樽業者にも可なり消費されて居ります。仁川では一ヶ年の消費高一萬五千束餘で、朝鮮全体よりすれば十萬束位あるとのことです。

建築用としての需要期は四月―十一月の八ヶ月間

製樽用としては八九の二ヶ月で入用寸法は四―七寸が多い様です。

製樽用として割竹の移出に付意見を聴くに色澤を損じ乾燥著しく従つて硬化して使用難がある様でした。

滿州では建築の様子が著しく異り、石造や鐵筋コンクリートが多くて、日本式建築が少いので、又壁ゴマエとしては高梁莖を代用したりするので、竹材のな

い割合に需要が少ない様で、日本より輸入高は一ヶ年四五千束餘であります。外に支那竹が若干會寧坡方面より上海を経由して、營口大連に輸入されて居ります。日本竹の用途は壁ゴマエ、梯、物干竿などで、支那竹は天秤棒、篩、草搔、箸、飯籠、バ이스ケなどに使用される様です。

石炭運搬用バイスケに付大連、旅順、撫順等で調べましたが、竹製は人氣悪く漸次土地で出來るハギ籠(材料は滿州到る處に繁茂す)に蠶食されて影が薄い様でした。其の譯は單價に縛られて強い丈夫なもの

消費高は大連、旅順、年一萬五千筒、撫順年五千筒位で、撫順の少いのはハギ籠に押されて居るからであります。

大連、旅順、のバイスケは石炭運搬の受負人持ちとあつて支那竹で各苦力頭が作製させて居ました。然しバイスケも石炭運搬法が逐次機械力を應用され、ますので、其の消費も漸次少くなる様に思はれました。

支那竹の材質としては頗る強く硬く、若干柔軟性に乏しく、内地の孟宗竹に似て居る様です。従つて密な細工物としては適しない様に思はれました。

竹箒 竹箒は一時日本製が獨占舞臺でしたが、前陳の會寧坡方面よりの輸入品に壓倒されて、僅かに一部の需要を充たす位の程度となり、目下本縣厚狹郡吉田村より輸入して居ります。一ヶ年消費高五萬本餘で、品質の向上を計り、大量生産により、値段格安に付ければ、充分支那箒と對抗し得るものと考へられました。〔見本参照〕

竹皮草履 大連へは大阪から輸入されるそうで、竹皮の多い萩よりこれを見ると、何となし皮肉に考へら

れこれを加工して大連へ直送することが本當ではないかと思はれました一ヶ年消費高は約十萬足位の見込です主に満鐵、大連汽船へ仕向ける様です
〔見本参照〕

荷造法 竹材は本船積込に際してワイヤーロープで捲上げる爲ロープの締り箇所が往々にして破砕され殊に六寸以上の太物は其の損失が著しく特別の注意を要する様で捲上げのときはマニラロープを代用することが肝要らしいです
一束の括り箇所も出来ることなら十ヶ所乃至十五六ヶ所以上に爲して貰いたいそうです
竹箒は十本を一と括りとなし更に十括りを荒菰に包み都合百本を一と梱として荷造し竹皮草履は十足を一と下げとし十下げを一と括りとなし六百足を一と梱として菰包として發送する様です「以下次號」

◎夏蜜柑の剪定に就て (二)

萩町技手 成 澤 廣

萩地方の柑橘園を一巡するに栽培面積は日々増大するも肥培、剪定、病虫害の驅防に對しては意外に冷膽である而して我々果樹栽培者の最も重要視してゐる所の剪定なるものは未だ一回も行はれず只無分別に枝を切り込む者頗る多きを占むる様である故に剪定の方法を述ぶるに先だち其の剪定とは何物なるやを明かにして置く必要あるを感じ以下之を記述することとする
この剪定の意義を明かにすること先づ個体及生存競争とは如何なるものなるやに關して聊か述べなければならん又由來個体なる術語は學者に依つて之れが見解を異にするも雖吾人の信する所に依れば其の物が母体より分離せらるゝと同時に之を適當に取扱ふときは母体と同一なる生物を得るならんと想像せらるゝ最小の物である之れを樹木なる植物体に於て例を取ると彼の一節は正に一個の個体である其れ故に枝及一つの樹は個体なる植物の集合して成立せるものなりと云ふを得るなり次に個体の何物たるやは上記によりて知るを得れば更に進んで生存競争に付て述べんとす今植物界に於ける一例を擧ぐれば植物は

何れも皆頗る多數の種子を生ず(即ち生存し得るよりも多くの種子を)而して若し是等の種子が悉く發芽生長して母体と畧同一なる植物となり得ると假定せんか然るときは世界は遠からずして單に此の一種の植物のみを以て充滿せられ毫も餘地を残さざるに至るべし然れども其の實此の如くならざるは是等多數の種子中には發芽せざるものあり或は假に發芽するとも久しからずして死に至るもの等あるに由るものなり

凡そ是等種子の將さに發芽せんとするや例へば之に要する水分を吸収せんとし又は其の既に發芽して嫩植物生出するや各自皆外圍より充分の養料を吸収せんとするものなれども水分養分には限りあり種子並に植物は其の數多く従つて其の要求する養分水分の量には限りなし茲に於てか是等の種子並に植物間には競争を惹起し各々皆自体に養料を攝取するに努む之れ即ち生存競争なり

前述せるが如く一つの植物は數多の個体なる植物の集合より成れるものにして是等の枝條相互間には勿論各個体間(一つの節)に於ても競争を行はるゝこと

は既に學者の認知せる所である而して以上競争の結果良好なる外圍の情況を得たる枝又は芽は益々生育を逞ふし之に反する境遇に在るものは漸次に衰へ終には死に至ることは吾人の日常目撃する所なり是等は一本の植物の器官(個体)相互間に於ける自然の淘汰にして此の自然淘汰は即ち自然の剪定なり而して吾人の剪定なるものは一本の植物の個体間に行はるゝ生存競争を器械的手段に依りて人為的に左右する所の業である云ふを得るなり之に依つて見れば株を異にする植物の相互間に行はるゝ生存競争を支配せんが爲に枝條等を切除する場合あるとするも此の如きことは栽培法の不注意に基因するものであつて之を剪定と見做さざるを至當とするなり又植物は以上植物相互間の競争の外に尙氣候濕熱濕氣病虫害等凡てに於ける外界の狀況に對しても競争せざるべからず然れども此の種に屬する競争に於て優者の位置に植物を存立せしめんとする手段の如きことは明かに剪定の範圍を脱せるものなり
前述せるが如く剪定は一本の植物を構成せる個体相互間に行はるゝ競争にのみ關與するものにして而も

剪定は何處迄も人為的意識のものならざるべからず決して無意識のものにあらざれば小兒が不知不識の間に枝葉を折ること或は動物より受くる傷害の如き又成人と雖も何の目的もなく只無暗矢鱈に枝葉を傷つくるが如きことは之れ動物的の意識に依るものなるが故に是等は剪定と認むること能ず以上述べたることは廣義の剪定にして之を狹義に解釋するには剪定とは現在又は近き將來に於ける經濟的觀念に基きて植物組織の一部を傷つけ或は切除するを云ふものなり狹義と雖勿論一本の樹上に於ける所業にして且又意識的のものでなければならぬ即ち廣狹との差は一つに經濟的觀念の該所業に伴ひ行はるゝか否やにあるものなり

又剪定は整枝と之を絶對的に區別することを得ずと雖之を同一視すること能はず何となれば整枝は一定の形に枝幹を誘引するものにして植物を整枝せんとするには勢ひ之を剪定せざるを得ず又剪定の効果を顯著ならしめんには之を整枝せざるべからず即ち剪定と整枝とは恰も唇齒輔車の如き關係を有し其の一を行はざれば他は大に其の効果を減せられ兩者相俟

つて初めて其の効果を増大し得るものなり而して剪定が如何に有益なりとするも之を行はんとする其の種類其の個体の特性及年令勢力並に外圍の狀況如何を省みずして之を濫用するときは其の害決して少からざるものあり例へば或る疾病に對し有効なる藥餌あるとするも其の分量を誤るときは單に其の効果なきのみならず却つて有害なる結果を來す道理なりこの剪定の方法を知らんとするには先づ其の樹の結果習性を會得し而して其の目的に依つて各剪定の方法を考へざるべからず(以下次號)

●陪審員の心掛くべき事項

一、名譽の職務 陪審員となることは日本國民の名譽ある權利であります。國民はこの名譽ある權利を實行せねばならぬ義務があります。陪審員の職務は法廷に列席し事件の取調を聞いた上犯罪事實の有無を評議して其の結果を裁判官に申出づるのであつて誠に重大なる任務であります(陪審法第一條、第十二條參照)

二、出頭の義務 陪審員として裁判所から呼出を受けたときは必ず出頭する義務があります。併し病氣其の外已むを得ない事由で出頭することが出来ぬ場合には其の事由を明かにした書面を裁判所に出して職務を辭することが出来ます。病氣の場合には診斷書を添へて出すのが相當であります。若し正當の理由なくして呼出に應じない場合には五百圓以下の過料に處せられます。(同法第五十七條、第五十九條、第八條第一號參照)

三、宣誓の義務 陪審員として法廷に列席した者は裁判長の諭告を受けた後「良心に従ひ公平誠實ニ其ノ職務ヲ行フヘキコトヲ誓フ」と書いてある宣誓書に署名捺印して宣誓をする義務があります(同法第六十九條、第八條第二號參照)

四、他人との交通 陪審員として呼出を受けた者は裁判所へ出頭する前でも訴訟の關係人に面會したり其の外公平を疑はれる様なことは避けねばなりません。又法廷に列席した以上は、其の事件の評議を了る迄は裁判長の許可を受けずに勝

手に法廷や評議室を出たり又は他人と交通したりすることは出来ませぬ。(同法第八十三條第一項、第八條第三號參照)

陪審員の任務は大概一日で終了します、若し一日で終了せぬ場合には裁判長の指圖に依り裁判所附屬の陪審員宿舎に滞在することになります。其の際に裁判長は他人との交通に付いて陪審員の守るべき事柄を注意しますから夫に従はねばなりません。(同法第八十四條、第八條第四號、第五號參照)

五、事件の評議 事件の評議を爲すに付ては、裁判長から事件の説明がありますが、陪審員の特に心掛けねばならぬことは事件の真相を掴むと云ふことであつて、犯罪事實の有無は法廷で、取調べられた證人の證言や其の外法廷に現はれた證據に基いて公平冷靜に之を斷定せねばならぬと云ふことであります。随つて法廷に於ける被告人や證人の供述其の外の證據の取調並に辯論などに付ては感情に囚はれず十分に注意をして居ることが大切であります。(同法第七十七條

第八十二條參照)

六、黙秘の義務 陪審員として事件に關與した者は裁判の後でも自分等の評議の模様や銘々の意見を他に漏してはなりません。若し之を漏したときは千圓以下の罰金に處せられます。(同法第百九條第一項參照)

七、旅費、日當 陪審員として呼出を受け裁判所に出席した者は旅費、日當及止宿料を請求することが出来ます。(同法第三十四條參照)

以上大切な事柄を挙げましたが此の外にも陪審員として注意すべき事柄は陪審法の中に定めてありますから其の一般を知る様に心掛けることを希望致します。尙法廷に着席した場合には裁判長から別に陪審員の心得を諭告しますから之を守らねばなりません。

◎日光浴

(その二)

日光とはどんなものか
日光の強さ
日照の時間
温度と湿度

(官報雜報欄の記事轉載)

内務省衛生局

▼日光とはどんなものか 日光をプリズム(三稜ガラス)を透して、分析して見ると、赤、橙、黄、緑、青、藍、紫の七種に別れる。これを日光のスペクトルムとゆう。

光とゆうものは元來波であつて、その長さによつて、赤色となり、或は綠色となり、或は紫となる。それで赤が一番波長が長く、順次に波長が短くなつて、紫は目に見える光の中では、一番波長の短いものである。なお日光のスペクトルムを充分に調べると、赤色より一層波長の長い光もあるし、紫よりもある波長の短い光もある。それ等をそれぞれ赤外線(熱線)紫外線(科學線)と名づける。

日光を保健または治療に應用する時に、一番大切のものはこの紫外線である。しかし紫外線にも割合

波長の長いものから、波長の短かいもので、種々の種類があるが、あまり波長の短い紫外線は、かたつて人體に害を興ゆる。波長の短か過ぎる紫外線は、人工的に造り出すことができるが、太陽からは決してさうゆう有害な紫外線は放射されない。この點から見ても、太陽はどれほど人間の幸福のために、意を注いでいるか、言葉を換れば、大自然がどれほど人類の幸福のために都合よく事を運んでいるかを

知ることができよう。総て光の波は、波長の短いほど、空氣、水蒸氣、塵埃等のために吸収され易いものである。従つて日光が空氣の層を多く通過し、特に水蒸氣や塵埃などを通つて來る時は、有效な紫外線も大部吸収されてしまつて、地表に達する時には、折角の日光もあまり効果がなくなつてしまふ。紫外線の最も多い場所は、できるだけ高地で都會地からはるかに離れたところであるが、また海濱なども、海面から反射されて來る紫外線が相當にあるから、日光浴を行うのに適する。たゞ海濱は水蒸氣が多いために、それが紫外線を吸収するから、乾燥した高地から見ると、い

さゝか劣つてゐる。

日光療法が、日光中の紫外線を應用する點からゆうと、人工太陽療法が多量に紫外線を放射するからより有効であろうとゆうように考へられないのではないが、實は日光療法は紫外線以外の光線もまた一部であり、かつまた裸體の皮膚を大氣に直接觸れさせることが、效果の一半を占めるものであるから、やはり人工太陽燈はやむを得ない場合、例へば都會地、或は雨天などの際に、日光の代用品として値打ちがあるのに過ぎない。要するに、自然に存在する太陽の方が人工的に造られた光線よりも、はるかにその効果が著名なのは當然であらう。

▼日光の強さ 日光の強さは、同じ場所では太陽が高くなつて來るほど強くなる。従つて朝夕よりは正午近い時が光は強くなり、また夏は冬よりも強くなる。なほ日光の強さは日光の到達するまで、通過して來る空氣や小蒸氣や、塵埃などがすくなくればすくなくほど、海面を越えて高ければ高いほど強くなる。地球を取りまく氣體にはいるところでの日光の強さを標準すると、富士山の頂上では、およそそ

の五分のただけ弱くなり、東京の市街に達するまでには、およそ三分のただけ吸収されてしまう。しかも吸収される光線は主として紫外線である。

また夏と冬では、日光の強さは當然違つてゐるが、低い土地では、冬になると甚だしく日光が弱くなるが、高いところでは温気がたど低くとも、日光の直射するところでは相當に暖かく、即ち日ざしが強いのである。

▼日照時 地表が直射日光を受けている時間を日照時とゆう。日光浴を行うのには日照時の長い土地を撰ばなければならぬ。高地は低地よりも日照時間が長く、また同一の高さの場所でも周囲の情況によつて、日照時に相違がある。南に面した山腹で、なるべく高い土地は自然日照時間が長いものであるが、一年を通じての日照時合計が、相當に長いだけなく、梅雨期でも秋雨の頃でも、少なくとも一日に二三時間は太陽が直射する場所が、日光浴を行うには最も理想的な土地である。それは日光浴は毎日続けに行くことが大切であるし、また日光浴は裸體で行うのであるから、冬になると、いくら日光が強くと

も風の吹く場所は、日光浴場として不適當である。

▼温度と湿度 日光浴は裸體で行うのであるから、気温がまた重大の關係がある。しかし、裸體の時には、気温は高いほど耐え易いのに相違ないが、日指しさを強ければ、気温そのものはいくら低くとも、日光浴は實行できる、それであるから、冬期は日光浴場として、海面上少なくとも千メートル二千メートルの高さが好都合である、また夏の暑い時期には低地は一般に湿度が高いために、體表からの水蒸氣發散が制限され、むしろ暑く感じるが、高地は一般に乾燥しているから、むしろ暑さを感じることはすくない。

裸體で日光浴を行う時には、日當りの温度が攝氏二十度から五十度までの間が、最も都合のよい温度で、この温度を計るのには、寒暖計の水銀球を墨で眞黒に塗つて、日なたにだしておくのである。日本は湿度が多いために、五十度を越える時にはかなり暑く感じ、二十度以下になれば、やはり日光浴に慣れた者でないとならぬ。高地は日當りのところと日陰の温度は甚だし違ふ

ゆゑに、日なたに出てゐる體部は暑くとも、日かげになつてゐる體部は涼しいので、日光浴はさわやかに感じられる。

◎感謝

- 一、本町内匿名の御方より町産業奨励の一助として多大の金圓を寄贈せらるる謹むで其の御厚意を感謝す
- 一、平安古町林安次郎殿より町村道敷地として宅畑合計百四十九坪此の見積價額九千六百八拾五圓を細工町澤井チカ殿より同上宅地壹坪壹合此の見積價額貳拾貳圓を、平安古町吉富嘉壽殿より同上宅地壹坪壹合此の見積價額貳拾貳圓を、平安古町田村虎吉殿より同上宅地壹坪此の見積價額貳拾圓を寄附せられたることを感謝す。
- 一、土原内山誠殿外二十二名より御大禮記念土原地内町村道改良工事に要する敷地として宅地田畑合計拾七坪八合九勺此の見積價額九拾八圓九拾錢を寄附せられたることを感謝す

- 一、朝鮮江原道江陵小學校森野元一殿より木間圖書館設備費として金五圓を寄附せられたることを感謝す
- 一、鶯谷青年團支部より會報第二號を寄贈せられたることを感謝す

◎三月中萩町日誌

- 二十日 本日より十三日迄公種痘施行
- 二日 午前九時より町衙に於て人口統計主任集會開催
- 午前八時より椿東青年訓練所查閲金子主事多田戸籍課長臨席
- 午前十時より萩中學校卒業式舉行に付金子主事參列
- 三日 午前十時半より町會開催
- 午前十一時縣社志都岐山神社祈年祭午後一時縣社春日神社祈年祭執行に付金子主事町長代理として參向
- 四日 午前十時二十分より町會開催午後四時十分

閉會
 縣社椿八幡宮祈年祭執行に付金子助役町長代理として參向
 夏蜜柑栽培實地指導講師として荒牧縣技手來
 萩
 午後六時より多越神社に於て同地壯光會被表
 彰奉告祭執行林町長藤本書記臨席
 五日 午前十時二十分より町會開催午後四時十分閉會
 午前十一時縣社松陰神社祈年祭執行に付金子助役町長代理として參向
 本日より三日間町公會堂に於て阿武大津兩郡町村事務整理互審會開催に付廣岡、藤田、曲田の三縣屬臨席
 本日より三日間愛國婦人會萩町委員部主催家庭洗張速成講習會を有備館に於て開催
 八日 午前十時より萩商業學校第九回卒業式舉行町長臨席
 十六日 午前九時四十分より町公會堂に於て區長集會開催出席區長九十五名午後四時終了

二十日 午後一時本町臨時出納検査執行
 萩警察署に於て西部町村兵事主任集會開催召集事務の打合を爲す
 二十一日 午前九時より午後四時迄町衙に於て兵事主任集會開催
 二十二日 本日明倫、椿東、越ヶ濱、椿西各小學校卒業式舉行
 二十三日 本日白水、木間兩小學校卒業式舉行午後一時より動員事務の打合せを爲す
 二十五日 修善女學校卒業式舉行町長列席
 工業傳習所修了式舉行
 二十八日 町長、中村技手共縣道敷地調査の爲後小畑へ出張
 新川岩盤穿鑿工事費査定の爲金馬本縣土木技手來萩
 二十九日 厚狹驛に各急行列車停車方請願に付西原厚狹町助役來衙
 夏蜜柑園立木品評會審査終了
 三十日 午後三時より町會開催
 町公會堂に於て現代女禮式と整容法の講習會開催

◎納税のすゝめ

本月の徴收税金は縣稅地租附加稅、町稅地租附加稅及縣稅特別地稅、町稅特別地稅附加稅の四種でありまして其の納期は何れも月末となつてゐますが尙ほ例に依り左の箇所へ出張して徴收しますから失念なく御利用を願ひます

四月廿七日 木間 小學校
 山田 信用組合
 玉江 浦説教所
 椿 信用組合
 椿 東 記念館
 積善信用組合雁島支部
 越ヶ濱 中善寺

昭和四年四月

萩町稅務課

◎敢て町産業技術員の御利用を望む

萩町の産業を増進する爲町の專屬技術員として普通農事一人果樹園藝一人林業一人水産業一人の外に囑託技術員として養蠶業一人を置いております是等の人達は全く机上の仕事をする者では無く町内當事者各位の奉仕せらるゝ夫々の事業に就き實地の指導を爲すことを以て本體として居るものであり皆様が之を御利用下さればこそ萩町の生産業を進歩發達せしめ得るのでありますから今後は御遠慮なく關係の區長役場を経て其の旨をお申出下さい勿論町當局としては出來得る限り御希望に副はしむる様致します敢て御利用を望む
 尙ほ右技術員の人達が町内を巡回の際皆さんの田畑園地其他林野等の施設振りにつき氣付きたる事項あるときは約業書大の厚紙に其の要旨を認め看易き所に之を掲げ置き御注意を促すこと、致しておりますから右様御承知置きを願ひます

萩町 勸業 課

公 告

萩町で奉仕してゐる庶般事務の概況を廣く皆
さんにお傳へ致しそしてより良く萩町の現勢
を理解して戴き町將來の福利増進に資せむが
爲毎月一回此の月報を發行することとしたの
であります又毎號共區長役場の方から皆さん
のお宅へ回覧の取扱ひをされますから其の際
は萩町の爲進むで御精覽の上成るべく早くお
隣りへ御廻しを願ひます
尙ほ印刷實費を御納めになれば別に此の月報
をお配りすることとしておりますから其の旨
を萩町役場又は區長役場まで御申出下さい
ませ

萩町庶務課

昭和四年四月十三日印刷
昭和四年四月十五日發行

編輯兼發行者 萩町長 林 勇 輔

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印刷者 荒瀬 徳 治

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印刷所 信清舎印刷所